



# 紋別署交通NEWS

ストップ・ザ・交通事故

令和6年2月20日  
発行:紋別警察署  
交通課  
電話:0158-23-0110  
NO.9

## ご注意ください！泥はね運転

これから春に向かうにつれ、雪解けの泥水が道路に巨大な水たまりを作ります。

道路交通法第71条では『運転者の遵守事項』として、「ぬかるみ又は水たまりを通行するときは、泥よけ器を付け、又は徐行する等して、泥土、汚水等を飛散させて他人に迷惑を及ぼすことがないようにすること。」とされています。

水たまりなどを通行するときは、水たまりを避ける、速度を緩めるなどして、泥水がはねないように注意して運転しましょう。

泥はね運転は  
違反行為です！！



Check!

反則金		違反点数
大型車	7,000円	0点
普通車	6,000円	
二輪車	6,000円	
小型特殊車	5,000円	
原付車	5,000円	

# oops!

みんなで マモルもん!  
ナラール

